

学校いじめ防止基本方針

県立長岡明德高等学校

1 学校の教育方針

本校では「誠実自助」「進取堅忍」「互尊協和」を校訓とし、何事にも誠実に取り組み、努力を積み重ね自立した人間を育成するとともに、自他を大切に互いに尊重し合っ

て生きる心豊かな人間性と社会性を持つ生徒の育成を図っている。
全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向 別紙1 いじめの定義

本校は、定時制単位制高校としての特色を生かし、生徒の多様な個性・能力・適性を伸ばせるよう、自分で学習計画を立て、きちんと実行できる生徒や、自分とは異なる一人ひとりの個性を尊重し、周囲に迷惑をかけることのない生徒を育成することが求められている学校である。

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で取り組む。また、教員は、生徒が心身の安定した日々の学校生活を送るための根本方策として、わかりやすい授業を行うために絶えず研修をはかっていく。

いじめについては、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心的組織として「いじめ防止委員会」を常設する。そして、いじめ事案が発生した際は、教員が問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織として対応に取り組まなければならない。そのため、いじめ事案の対策を協議し、解決に向けた対応を計画・指示する組織として「いじめ対策会議」を事案ごとに設置する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

◎いじめ防止委員会

(1) 委員構成

校長、教頭及びいじめ対策推進教員、生徒指導部長を中心に学年主任、教育相談部長、養護教諭で構成し、その他関係者としてSC、相談員、後援会役員、SSW、医療機関が加わる。いじめ防止委員会は、いじめ未然防止のための啓発的施策を計画・実施する。

(2) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教育相談部、生徒指導部などの校内組織ならびに、警察、少年サポートセンター、県教育センター、児童相談所などの外部関係機関と連携を密にする。

また、いじめは教職員の気づきにくいところで行われたり潜在化したりしやすいことから、教職員が生徒の日頃の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見をするためのチェックリストを別に定める。

(3) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、年間のいじめ防止指導計画を別に定める。計画では、包括的な取り組みの方針をはじめ、いじめ防止の基本方針の取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを盛り込む。

指導計画の中心として、いじめアンケートを位置づけ、記名式・無記名式を組み合わせ、年間複数回実施する。アンケート実施時期は6月、9月、1月を基本とし、さらにGWや長期休業明けなど、生徒の実態把握のため、きめ細やかに実施する。アンケートの保存期間は5年間とする。

4 いじめ発生時の組織的対応

◎いじめ対策会議

(別紙2) 校内指導体制)

(1) 委員構成

原則的には、校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、教育相談部長、養護教諭、各年次主任、当該クラス担任ならびに部活動顧問とするが、事案の緊急性や対象となる人的関係により構成人員は適宜考慮する。

(2) いじめ発生時の組織的対応

管理職の指示の下、いじめ対策推進教員が会議を開催し、指導においては中心的役割を担う。会議は「いじめの被害者を徹底して守る」ことを大前提として対処していく。

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

(別紙3) 組織的対応)

5 重大事態の対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神的に疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

③その他の場合

- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

①校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告する。

②校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策会議に専門的知識を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

③事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

6 その他の留意事項

(1) 情報発信 別紙4 相談・通報窓口

いじめ防止等については、保護者や地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、あらゆる機会を利用して公開し情報発信に努める。

- ・学校のホームページ
- ・学校評議員会や後援会（PTA）総会
- ・保護者懇談会、三者面談会、家庭訪問等

(2) 検証と見直し

学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているか、いじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

- ①年間計画で決めた期間の終わりに「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて検証する。
- ②学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校の基本方針を見直すに際しては生徒の意見も取り入れるなどして、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ③地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

平成30年12月1日制定

令和3年12月1日改定

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との間にある何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは全ていじめから除外するものではなく、一般にけんかや捉えられる行為は何らかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しないけんかは、極めて限定的である。

○具体的ないじめの態様（例）

（1）冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられる

（2）仲間はずれ、集団による無視をされる

（3）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする ・遊びと称して技をかけられる

（4）金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

（5）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・万引きを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師に対して暴言を吐かせられる

（6）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される

（7）避難者を厄介者扱いする

（8）LGBTQに対して理解のない発言をする

（9）外国籍の生徒の片言の日本語を陰で笑う

○ごく初期段階のいじめ（例）

・こんな問題もわからないの？ ・けしごむをちぎっては投げを繰り返す

○善意の行いが意図せず相手を傷つける場合（例）

・対人関係に悩む生徒に「もっと積極的に話しかけた方がいいよ」と助言し苦しめてしまった。

・入試が近い生徒に「ゲームをやめた方がいいよ」と注意したことが、かえって苦痛を与えている。

「ごく初期段階」や「善意の行いが意図せず傷つける場合」であってもいじめと認知するが、指導においては敢えていじめという言葉を使用しない場合もあり得る。

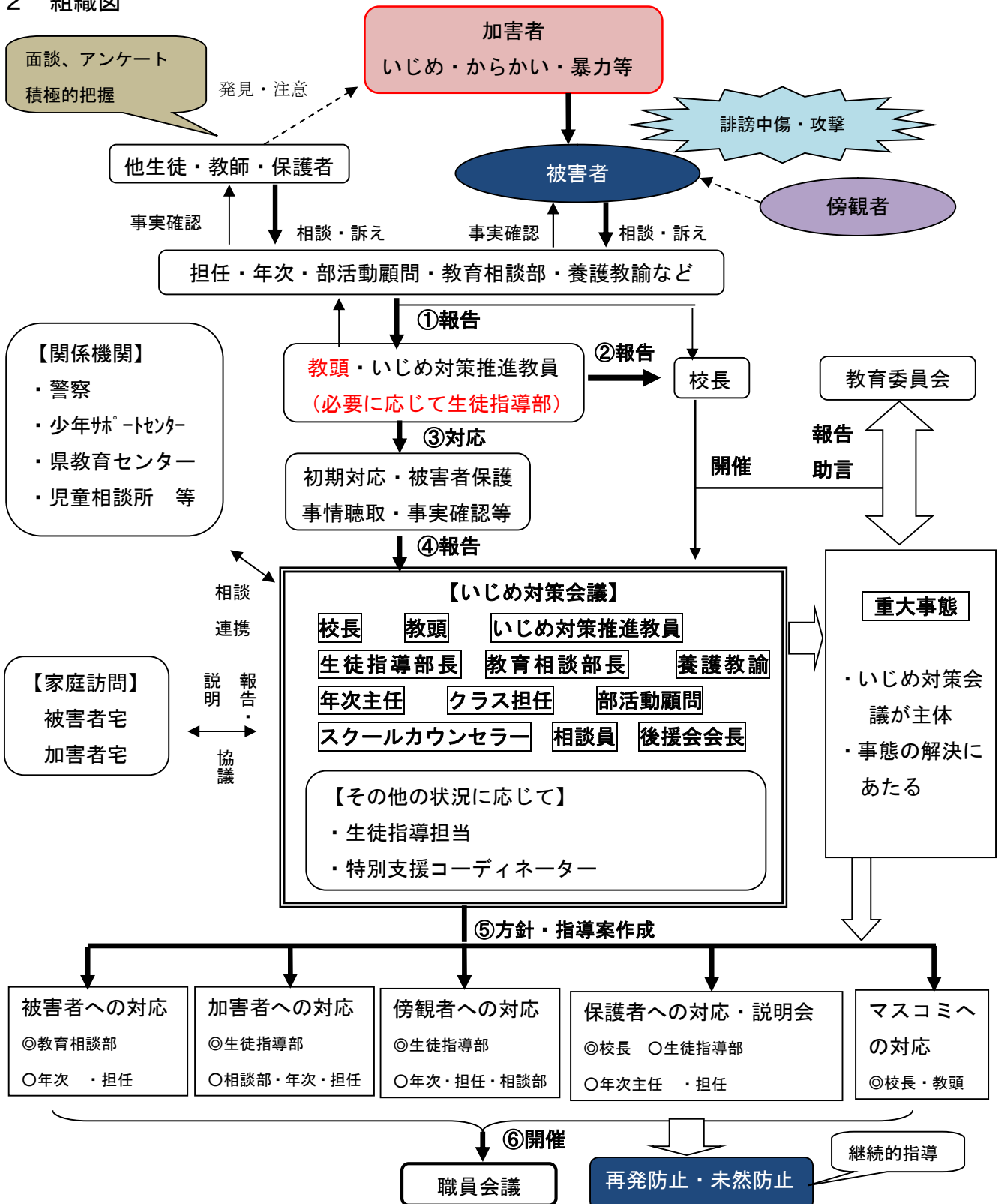
上記の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

1 いじめ対策会議について

原則として校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、教育相談部長、養護教諭、年次主任、スクールカウンセラー、相談員、当該クラス担任ならび部活動顧問、必要に応じて後援会会長で構成するが、事案の緊急性や対象となる人的関係により構成人員は適宜考慮する。

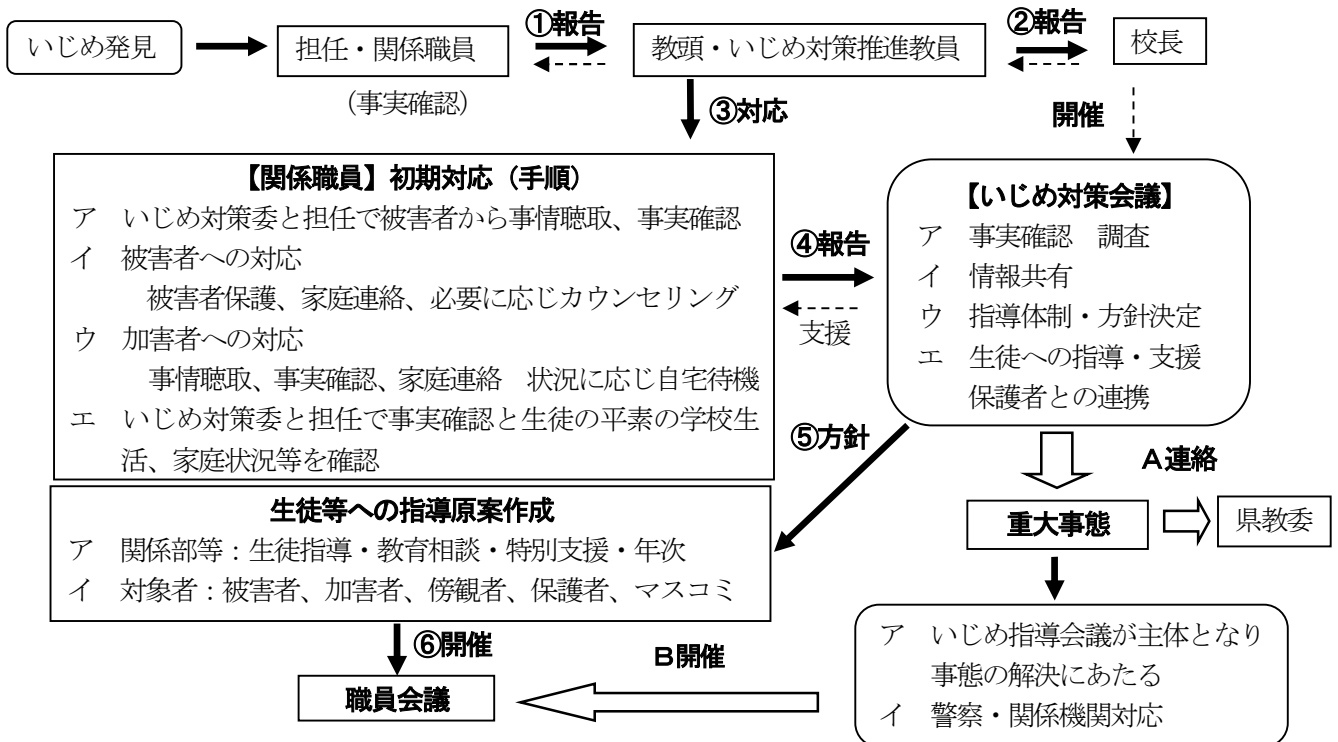
教育相談部及び特別支援教育推進委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するため、状況に応じた個別支援計画を立てることもある。

2 組織図



- ・いじめ対策会議を中心に組織的に対応する。(未然防止 早期発見 いじめ発見時の対応)
- ・取り組みにあたっては迅速な対応を心がけ、情報を収集し、すばやく方針を決定し対応する。
- ・重大事態やネット関連、関係者のトラブル等については、関連機関とも連携の上、慎重に対応する。

1 いじめの発生対応



(1) 被害者への対応 (1 受容 → 2 安心 → 3 見通し → 4 自信・回復 → 5 成長)

- ① 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ⑤ 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。

※一緒に考え、行動することで、被害生徒のエンパワメントを高め、いじめを克服する力をつける。

(2) 加害者への対応 (1 確認・傾聴 → 2 内省 → 3 処遇 → 4 相談・連携 → 5 回復)

- ① 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ② いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする。
- ③ 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う。
- ④ 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する。
- ⑤ 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。

※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う。

(3) 被害者の保護者への対応

- ① 速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き誠意ある対応で信頼関係を構築する。
- ② いじめを防止する方法について、保護者と協議する。③ 学校の方針への理解を求める。
- ④ 継続的に家庭との連携を図る。

(4) 加害者の保護者への対応

- ① 速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。② 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。
- ③ いじめを防止する方法について保護者と協議する。④ 生徒への具体的な助言と立ち直りの協力を求める。
- ⑤ 被害者への謝罪等について話し合う。

(5) 保護者からの相談への対応

- ①保護者からいじめの訴えがあった場合も、丁寧に聞き取り事実確認をする。
- ②もしいじめの事実が確認できなかった場合は、学校の対応を丁寧に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

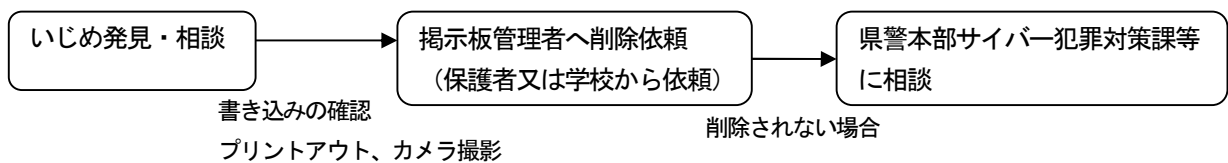
(6) 傍観者、クラスへの対応

- ①いじめを当事者だけの問題とせず、クラス及び年次、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す指導を行う。
- ②見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定することになると理解させる。

☆生徒への指導ポイント

- ①掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと。
- ②匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪として検挙されることもある）
- ③インターネットを利用する際にもマナーがあり、マナーを守ることにより自分のリスクも回避される。
※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意することについて指導する。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

2 ネット上でのいじめが発生した時の対応



3 早期発見・未然防止

- ① 日々の生徒観察
 - ② 面談、カウンセリング
 - ③ 生活実態 (いじめ) アンケート
 - ④ 情報収集 (生徒、保護者、地域住民等)
- ※ 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

4 教職員研修の実施

- ①カウンセリングマインド研修
- ②情報モラル研修
- ③人権教育研修等

5 いじめにより重大事態が発生した場合

- ①直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ②事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、迅速にいじめの解消を図る。
- ③被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など、起こった事案に応じて必要な対応をする。
- ④緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ⑤スクールカウンセラー、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。

6 いじめの解消の要件

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

